

## 鳥取市戦没者遺族及び戦傷病者に対する援護活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市戦没者遺族及び戦傷病者に対する援護活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、戦没者の慰霊と戦没者の遺族及び戦傷病者に対する援護活動の促進を目的として組織された団体の活動を支援するため、補助金を交付し、もって戦没者遺族及び戦傷病者に対する援護の増進に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は本市において前条に規定する目的を達成するため多年活動実績を有する鳥取市遺族連合会及び鳥取県傷痍軍人会東部支部とする。

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において補助対象者が行う活動に要する経費のうち、事務、会議及び研修に関する経費とする。

### (補助金の額等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の合計額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、運営計画書及び収支予算書を添付して毎年5月31日までに行わなければならない。

### (交付時期等)

第7条 本補助金の交付は、補助対象者の運営が円滑に行われるよう毎年6月30日までに概算払いにより行うものとする。

2 規則第10条の規定に関わらず、同条に規定する着手届及び完了届の提出は不要とする。

### (実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、運営報告書、収支決算書、帳簿の写し、預貯金通帳の写し及び第4条に規定する経費に係る支出証票の写しを添付して、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の5月10日までに行わなければならない。

(検査)

第9条 規則第18条の規定により、本補助金に係る検査を行うものとする。この場合、検査員は、検査を行ったときは速やかに調書(様式1号)を作成し、市長に復命しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な時候は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月14日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月17日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

(国府町遺族会補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 国府町遺族会補助金交付要綱(平成17年5月11日制定)

(2) 佐治村戦没者遺族会補助金交付要綱(平成17年5月11日制定)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

(福部町遺族会補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 福部町遺族会補助金交付要綱(平成17年5月11日制定)

(2) 河原町傷痍軍人会補助金交付要綱(平成17年5月11日制定)